

(VII-25) 日本の環境影響評価の課題について

—法制化に伴う手続きフロー—

千葉工業大学 学員○田上 尚樹

千葉工業大学 学員 松山 秀明

千葉工業大学 正員 瀧 和夫

1. はじめに

我が国の環境影響評価制度は、社会的に定着しているものの、十分な成果を上げるまでに至っていない。そこで、本報では、日本とすでに制度化されているオランダ及びアメリカ等の環境影響評価制度の手続きフローにおける住民参加及びモニタリング（事後調査）を中心に、我が国における環境影響評価（環境アセスメント）の課題及び目指すべき姿について検討を行った。

2. 制度及び実施状況

我が国では、昭和59年の閣議決定により「環境影響評価の実施要綱」（閣議アセス）を定め、行政指導という形で実施している。環境アセスメントの実施主体は事業者であり、事前に技術指針にしたがって準備書を作成し、関係都道府県知事に送付し、関係地域内の住民に説明会の開催等の周知措置をとることが定められている。また、実際の予測評価も各技術指針の枠内で行われている。

アメリカでは、1969年（昭和44年）に世界で初めて制定された「国家環境政策法（NEPA）」に基づき、連邦政府の関わる行為に関してアセスメントが行われるようになった。アセスメントの手続きとしては、簡易な環境評価書（EA）を作成し、環境影響が著しいと判断する場合には、詳細な環境影響評価書（EIA）を作成することとなっている。また、評価書案は、法的権限及び専門知識を有する環境保護庁（EPA）等の審査を受けることとなっている。

オランダの環境アセスメントは、EU諸国の中でも進んだ制度をもつと言われ、1987年（昭和62年）に制定された「環境影響評価令」に従って運用されている。また、法律により「環境影響評価令」の5年毎の見直しを義務化している。問題点もあるが、図-1に示すように独立性を持ったEIA委員会や公衆の関与などが数多く取り入れられていて、透明性が高いという点で世界的に知られている。

3. 特徴から見た課題

(1) 住民参加

すでに環境アセスメントが法制化されているアメリカ、オランダと同様に、日本も法制化の動きを見せている。法制化にあたって一番考慮に入れるべきことは、住民参加についてということであろう。現在の日本の「環境影響評価の実施要綱」によると、住民の関与は準備書作成後だけである。アメリカ・オランダでは、すでに「情報公開法」などの整備が進み、いかにして住民等に情報を公開すべきかという点などを法律に規定している。それにより、スコーピング等の早い段階での住民の関与を位置づけており、住民参加の機会も多い。この場合の利点としては、①手続きに透明性がでる ②住民が計画に参加しているという意識がでる ③住民の意見が事業計画に反映されるということが考えられる。

しかし、法律で情報公開や住民の関与をしっかりと位置づけたとしてももうまくいかない場合がある。それは、開発事業の遅延と公開される情報の不正確さが考えられる。それを改善するための方法として、前者については、アメリカのように住民参加の主要な機会を、スクリーニング時、スコーピング時、準備書作成後及び評価書作成後の4つに規定し、さらに中立の立場での仲介役が必要となる。また後者については、住民に与えられる情報の質と内容を審査する独立した審査機関の設置が必要であると考えられる。（表-1）

(2) モニタリング

モニタリングとは、環境アセスメントが正しく行われたかどうかを評価するための調査である。現在の日本では、モニタリングに関しては具体的に定められていない。今後は、モニタリングの重要性を認識して実

行しなければ「環境アセスメントをただすればよい」という考え方が先行して、環境アセスメントの本質を見失う恐れがある。モニタリングを真剣に行うことで、環境アセスメントの技術が進歩する可能性も十分持っており、また、フォローアップアセスメントへとステップアップすることも可能である。以上のことから、モニタリングについても監視計画等の法律の中で明確に義務づける必要がある。

しかしオランダでは、モニタリングに関して法的義務があるにもかかわらず実際のところはうまくいっていないようである。その理由としては、①モニタリングを行う予算の不足、②モニタリングを行う技術力の不足、③EIA委員会がモニタリングに対する評価を公平に行っていないのではないかと、ということが考えられ、日本でも同様な問題が予想される。その解決策として、予算に関しては、国がモニタリングの予算を確保しておく必要がある。技術的な面では、モニタリングは比較的新しい分野なので、まだ模索段階であるように思われる。そこで今後は、幅広い知識と技術を備えた技術者（環境コンサルタント等）の育成が必要となる。また、モニタリングの評価についても、例えば一例として環境庁等の立場を他の省庁より上に置き審査機関を環境庁直属とすることにより、ある程度の独立性が確保され公平に評価が実施できるのではないかと考える。その際、審査委員についても、例えば経歴等を公表してより透明度の高いものへと改善していかなければならない。（表-1）

4. まとめ

環境アセスメントの法制化の動きをみせている我が国ではあるが、ただ環境アセスメントを法律に位置づけるだけでなく世界に通用する環境アセスメント制度をつくろうとするならば、前に述べた住民参加、モニタリング及び審査機関の設置が最も基本的なことではないかと感じる。他にも技術的な問題等があるが、一歩ずつクリアしていき、制度的にも技術的にも先進的な環境アセスメントとして整備することで、発展途上国に対して、経済だけでなく環境アセスメントにおいても模範となるように実施していく必要があると思われる。

【参考文献】

- 1) 原科幸彦 (1994) : 環境アセスメント
- 2) 環境庁環境アセスメント研究会 (1995) : 世界の環境アセスメント
- 3) 環境影響評価制度総合研究会 (1996) : 環境影響評価制度総合研究会報告書

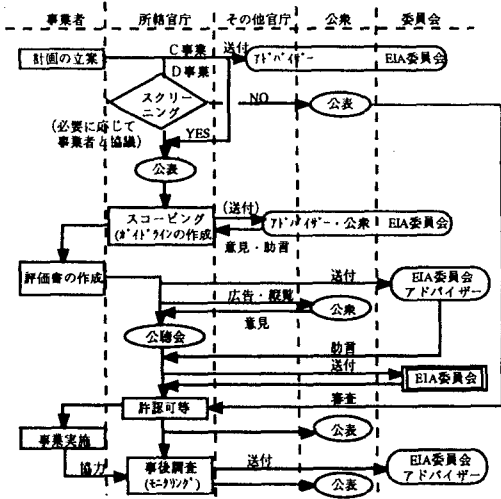


図-1 オランダの手続きフロー

表-1 主要国の環境アセスメントの比較

項 目	日 本	米 国	オランダ
制 度	法制化	×	○
	情報公開法の整備	×	○
	監視計画とその実施	×	△
手 続 き フ ロ ー	スクリーニング	×	○
	スコーピング	×	○
	代替案	×	○
	ゼロオプション	×	○
	簡易アセス (EA)	×	×
	住民参加の機会	準備書作成後	EA作成後 スコーピング時 DEIS作成後 FEIS作成後
	モニタリング公表の義務	×	△
	モニタリングの実施	×	△
	審査機関	△	○
技 術	幅広い知識と技術を備えた技術者の育成	×	×

○印：実施、或いは殆ど実施されている。
 △印：場合により実施されている。
 ×印：殆ど、或いは全く実施されていない。